

2015年4月2日

意見提出用紙

宛先：環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室あて

氏名（会社名／部署名）：山田文雄 一般社団法人 日本哺乳類学会 哺乳類保護管理専門委員会 委員長

住所：305-8687茨城県つくば市松の里1 森林総合研究所

電話番号：

意見：

日本哺乳類学会は、『「絶滅のおそれのある野生生物の保全施策に関する意見聴取について（回答）」日本哺乳類学会（2012年2月23日回答）』で回答しましたように、絶滅危惧種の保全は重要課題の一つと位置づけております。その中で、とくに外来種の影響などを受け、生息状況の悪化が認められる種の域外保全や域内保全の重要性を指摘しております。

環境省は今回の改正で41種を指定する案を示されましたが、哺乳類の希少種の指定がなく、また日本哺乳類学会が指定を求めている南西諸島の沖縄島、徳之島及び奄美大島の「トゲネズミ属3種」や「ケナガネズミ」が指定されていません。マングース防除事業の成果により、これら希少齧歯類の生息状況が回復してきている地域もありますが、一方で、外来種の野生化イエネコ（ノネコやノラネコ）などの影響によって、希少齧歯類の生息状況が悪化し、絶滅に近いと考えられる地域もあります。早急な保全対策の実施が必要なため、今回の指定に追加すべきと考えます。また、上記の回答書でも指摘しましたが、域外保全の必要性としてオキナワトゲネズミなど、絶滅のおそれがとくに高い種については、飼育下個体群の確立や野生復帰個体の確保、そのための飼育繁殖技術の開発を早急に検討する必要があると考えます。

〈該当箇所〉なし

〈意見内容〉なし

〈理由〉なし